

# 昭和3年の大阪毎日新聞社 「字音仮名遣ひ対照表」

井口佳重

## 1. はじめに

昭和4(1929)年11月、大阪毎日新聞社は、『大阪毎日新聞スタイル・ブック』を作成した。当時の新聞社が、新聞の用字用語を平易にして一定にすることは、大衆化を進めるうえで欠かせない条件であり、同社では明治30年代の原敬社長時代からこれに努めていた<sup>(1)</sup>。『大阪毎日新聞スタイル・ブック』は、アメリカの諸新聞社のスタイルブックにならない作成され、日常執筆の際の留意事項が記されている<sup>(2)</sup>。それに先立って、同社では、昭和3(1928)年9月に『校正の研究』を刊行している<sup>(3)</sup>。同書の仮名遣いに関する記述には、「字音仮名遣ひ対照表」が掲出された。

大阪毎日新聞社では、明治33(1900)年に社長の原敬が「ふり仮名改革論」を発表すると、この改革案による字音語のルビの表音的仮名遣いが同紙上で実践された。当該案は、新聞社、出版社等のメディア側から提案する画期的な表記法案であった<sup>(4)</sup>。

これまで拙稿では、井口(2008)においてまず、「ふり仮名改革論」の概要を述べ、『大阪毎日新聞』で用いられた字音仮名遣いの実態の報告をした。井口(2009)(2011)では、他新聞に波及したその表記法と波及のプロセスについて検討している。内地のみならず、海外の邦字新聞でも原改革案による表記法の採用は観察され、新聞各社のあいだに表記法の連関が認められる。また、井口(2014)(2015)では、「ふり仮名改革論」前の各新聞で多用されたルビの構造と字音仮名遣いを分析し、それらに変化する様相について述べた。

戦後制定された「現代かなづかい」(内閣訓令第8号・内閣告示第33号、昭和21(1946)年11月)以前の国による発表諸案では、大正期に設置された臨時国語調査会の「仮名遣改定案」(大正13(1924)年12月)以降、表音化案が定着している<sup>(5)</sup>。だが、各新聞の字音仮名遣いには、大正から昭和初期にかけて定まりつつあった表音化傾向に、昭和10年代には変化がみえる。大阪毎日新聞社と系列各社(東京日日新聞社、時事新報社)を除いた多くの新聞社が歴史的仮名遣いへ戻り、表音主義的流

(2)

れを受けた国の政策とは方向を違えていくのである。

そこで本稿では、昭和3(1928)年の「字音仮名遣ひ対照表」の検証をおこない、同表の特質を明らかにする。また、こうした不安定さをもつ昭和初期の表記法を検討し、幕末の創始以降、近代マスメディアとして発達してきた新聞が用いる字音語のルビの運用体系上、当該表がどう位置づけられるのかを考えてみたい。

本稿の構成は、次の通りである。

まず、昭和3(1928)年の「字音仮名遣ひ対照表」の紹介をする。当該表と『大阪毎日新聞スタイル・ブック』の「字音仮名遣ひ」、さらに明治33(1900)年の「ふり仮名改革論」の表記法を照合し、また戦後「現代かなづかい」制定までの国の改定諸案との比較をおこなう(→2節)。次いで、「ふり仮名改革論」発表時の『大阪毎日新聞』と周辺の新聞を対象とし、当時の表記法を再検討する。なかでも問題となる四つ仮名、合拗音、ワ行音の各字音仮名遣ひに注目して分析し(→3節)、そのうえで、昭和初年代の表記法を検討する。四つ仮名、合拗音を中心に概観して、新聞が用いた字音語ルビの運用体系上、当該表がどう位置づけられるのかを考察し(→4節)、最後にまとめをする(→5節)。

## 2. 〈資料紹介〉昭和3年「字音仮名遣ひ対照表」

### 2.1 「字音仮名遣ひ対照表」の特徴

#### 2.1.1 「字音仮名遣ひ対照表」と『大阪毎日新聞スタイル・ブック』

はじめに、昭和3(1928)年9月に大阪毎日新聞社から刊行された『校正の研究』における「字音仮名遣ひ対照表」(以下では「対照表」、**図Ⅰ**)と『大阪毎日新聞スタイル・ブック』(以下では『スタイル・ブック』)の「字音仮名遣ひ表」(**図Ⅱ**)の掲出部分を挙げたい。

「対照表」には、「旧来の仮名遣ひ」「発音」「国調会案仮名遣ひ」「本社仮名遣ひ」の4項目が設けられた。仮名遣ひの3項目のうち、「旧来の仮名遣ひ」とは歴史的仮名遣ひのことである。「国調会案仮名遣ひ」とは、大正13(1924)年12月の臨時国語調査会の「仮名遣改定案」を示すと思われる。「本社仮名遣ひ」欄が『大阪毎日新聞』で用いられる仮名遣ひである。また、【一】～【五】に分類されており、各仮名遣ひが概ね順に、【一】ワ行音(ゐ、ゑ、を)・合拗音・四つ仮名、【二】ユ長音、【三】オ列長音、【四】ウ列拗長音、【五】オ列拗長音、の5カテゴリーに類別される。

このほか、後節表Ⅰの若干の先取りではあるが、各仮名遣ひの照合からは、【一】

では、上記以外に「旧来の仮名遣ひ」の「は」が、「国会案仮名遣ひ」では「わ」、  
 「本社仮名遣ひ」では「は」であり、相違が認められる（表中㉔）。『校正の研究』に  
 は、「わが社の字音仮名遣ひは、文部省国語調査会の案に成るものとやゝ似てゐる<sup>(6)</sup>。」  
 との記述もあり、「対照表」は、臨時国語調査会の「仮名遣改定案」発表後に大阪毎  
 日新聞社校正部が作成したものである。だが、同社には、「仮名遣改定案」のような  
 発音通りの改定をしない部分もみえる<sup>(7)</sup>。また、【三】オ列長音に「旧来の仮名遣  
 ひ」の「はう」（図Ⅰ【三】右から2列目）が、「国会案仮名遣ひ」では「おう」、  
 「本社仮名遣ひ」では「ほう」であり、相違がある（表中㉕）。臨時国語調査会の「仮  
 名遣改定案」では、「字音仮名遣改定案」の第十一の一のただし書きに、「はう」を  
 「おう」に改めるものとして「蘇枋」を挙げている<sup>(8)</sup>。

一方、図Ⅱの示すように、『スタイル・ブック』の「字音仮名遣ひ表」からは、こ  
 れらの仮名遣いを挙げていないことが認められる。この点に関して、別に調査の必  
 要が生じるため、表中の㉔と㉕については、本稿の対象から外して検討を進めてい  
 きたい。

図Ⅰ 「字音仮名遣ひ対照表」  
 (『校正の研究』 大阪毎日新聞社校正部編、1928、pp.382-383)

3 字音假名遣ひ	
<p>字音假名遣ひについては、本社は普通正          則、あらはし方に統一してゐる、これも國語假名          遣ひとひとしく、數量の異なる用字外の漢字を假          名遣ひにするやうな場合、往々書體へことが          ある、つぎに本館規定の假名遣ひをかかげる</p> <p>字音假名遣ひ表</p> <p>本社の假名遣ひ</p> <p>【一】</p> <p>を る          り り          り り</p>	<p>本社の假名遣ひ</p> <p>【一】</p> <p>い、い、い          【二】</p> <p>あ、あ、あ、わ、わ、わ          さ、さ、さ          た、た、た          か、か、か、く、く、く、こ、こ          が、が、が、ぐ、ぐ、ぐ、ご、ご          だ、だ、だ          な、な、な          ば、ば、ば、ぼ、ぼ          ぎ、ぎ、ぎ、ご、ご</p> <p>【三】</p> <p>ゆ          お          とう          とう          とう          とう          とう          とう          とう          とう          とう</p>
<p>「標準」の假名遣ひ</p> <p>は、は、は、は、は          ま、ま、ま、ま、ま          ら、ら、ら、ら、ら</p> <p>【四】</p> <p>き、き、き、き、き          し、し、し、し、し          じ、じ、じ、じ、じ          ち、ち、ち、ち、ち          っ、っ、っ、っ、っ          に、に、に、に、に          り、り、り、り、り</p> <p>【五】</p> <p>き、き、き、き、き          し、し、し、し、し          じ、じ、じ、じ、じ          ち、ち、ち、ち、ち          り、り、り、り、り</p>	<p>本社の假名遣ひ</p> <p>【一】</p> <p>し、し、し、し、し          ち、ち、ち、ち、ち          ひ、ひ、ひ、ひ、ひ          み、み、み、み、み          ぎ、ぎ、ぎ、ぎ、ぎ          じ、じ、じ、じ、じ          ぢ、ぢ、ぢ、ぢ、ぢ          り、り、り、り、り</p> <p>【二】</p> <p>せ、せ、せ、せ、せ          て、て、て、て、て          め、め、め、め、め          へ、へ、へ、へ、へ          り、り、り、り、り          ら、ら、ら、ら、ら</p>

図Ⅱ 「字音假名遣ひ表」  
 (『大阪毎日新聞スタイル・ブック』 大阪毎日新聞社、1929、pp.15-16)

2.1.2 「対照表」と「ふり假名改革論」の照合

では、「対照表」(昭和3(1928)年9月)の表記法の検討にあたって、「ふり假名改革論」(明治33(1900)年4月)の原改革案による表音的假名遣い(=「原改革型」)の表音的假名遣い、以下では「原改革型」との照合からみていく。表Ⅰは、「対照表」と『スタイル・ブック』と「ふり假名改革論」の各字音假名遣いの一覧である(①~⑦の各字音に分類、a~gは筆者付記)。

「対照表」の「本社假名遣ひ」欄と『スタイル・ブック』、「ふり假名改革論」では、⑥ウ列拗長音⑦オ列拗長音が、標準とする二文字の各字音(入声音については除く)に統一されている(=「原改革型」)。全体の概観からは、一見、表音的假名遣いであるよう見受けられる。しかし、ここでは、②合拗音と③四つ假名の表記法に注目したい。

「本社假名遣ひ」欄の②合拗音では、「くわ、ぐわ」(表中、b)であり、直音ではなく表音的でない。③四つ假名のばあいも、「ぢ、づ」(c)であり、表音的ではない。それにともない、⑥ウ列拗長音でも区別がみられ、「じう、ぢう」(d)である。これが、⑦オ列拗長音ではその区別はなく、「ぜう」(g)となる。

このように、「対照表」の「本社假名遣ひ」では、【一】~【五】のカテゴリーの各

表Ⅰ 大阪毎日新聞社の各字音仮名遣い表の照合

「字音仮名遣い対照表」(昭和3年9月)				『スタイル・ブック』 (昭和4年11月)	原敬「ふり仮名改革論」 (明治33年4月)	
旧来の仮名遣ひ	発音	国調会案 仮名遣ひ	本社仮名遣ひ			
【一】						
ゐ	い	い	い	い	い、いつ、いん	①
ゑ	い	い	い	い	—	
を	お	お	お	お	おん、おく、おつ	②
くわ	か	か	くわ	—	—	
ぐわ	が	が	ぐわ	—	じよ、じよく、じゆつ、じき	③
ぢ	じ	じ	ぢ	—	—	
づ	ず	ず	づ	—	—	④
は	わ	わ	は	—	—	
【二】						
いう いふ	ゆう	ゆう	ゆう	ゆう	いう	④
【三】						
あう	おう	おう	おう	おう	おう	⑤
はう	おう	おう	ほう	おう	おう	
わう			おう			
かう かふ	こう	こう	こう	こう	こう	
くわう こふ						
がう がふ	ごう	ごう	ごう	ごう	ごう	
ぐわう ごふ						
さう さふ	そう	そう	そう	そう	そう	
ざう ざふ	ぞう	ぞう	ぞう	ぞう	ぞう	
たう たふ	とう	とう	とう	とう	とう	
だう だふ	どう	どう	どう	どう	どう	
なう なふ	のう	のう	のう	のう	のう	
はう はふ ほふ	ほう	ほう	ほう	ほう	ほう	
ばう ばふ ほふ	ぼう	ぼう	ぼう	ぼう	ぼう	
まう	もう	もう	もう	もう	もう	
やう い	よう	よう	よう	よう	よう	
らう	ろう	ろう	ろう	ろう	ろう	
【四】						
きう きふ	きゆう	きゆう	きう	きう	きう	⑥
ぎう	ぎゆう	ぎゆう	ぎう	—	—	
しう しふ	しゆう	しゆう	しう	しう	しう	
じう じふ	じゆう	じゆう	じう	じう	じう	
ちゆう			ちう	ちう	—	
ちう	ちゆう	ちゆう	ちう	ちう	—	
にう にふ	にゆう	にゆう	にう	にう	にう	
びう	びゆう	びゆう	びう	—	—	
りう りふ	りゆう	りゆう	りう	りう	りう	
【五】						
きやう けう けふ	きよう	きよう	けう	けう	けう	⑦
ぎやう げう げふ	ぎよう	ぎよう	げう	げう	げう	
しやう せう せふ	しよう	しよう	せう	せう	せう	
じやう ぜう ちやう であう であふ	じよう	じよう	ぜう	ぜう	ぜう	
ちやう であう であふ	ちよう	ちよう	てう	てう	てう	
ねう	によう	によう	ねう	—	—	
ひやう へう	ひよう	ひよう	へう	へう	へう	
びやう べう	びよう	びよう	べう	べう	—	
みやう めう	みよう	みよう	めう	めう	めう	
りやう れう れふ	りよう	りよう	れう	れう	れう	

※①/ワ行音、②/合拗音、③/四つ仮名、④/エ長音、⑤/オ列長音、⑥/ウ列拗長音、⑦/オ列拗長音  
「一」については、掲載のない仮名遣いである。本表作成にあたっては、「字音仮名遣い対照表」欄では、『校正の研究』(大阪毎日新聞社校正部編、1928、pp.382-383)、『スタイル・ブック』欄では、『大阪毎日新聞スタイル・ブック』の「字音仮名遣い表」(大阪毎日新聞社、1929、pp.15-16)を参照、原「ふり仮名改革論」欄では、「ふり仮名改革論(第3回)」(『大阪毎日新聞』1900.4.12)の改革案具体例に基づいて作成している。

(6)

字音仮名遣いのうち、【一】の②合拗音、③四つ仮名が、「対照表」の「国調会案仮名遣ひ」、すなわち臨時国語調査会の「仮名遣改定案」と異なる。

一方、「ふり仮名改革論」での原は、②合拗音、③四つ仮名のすべての言及はしていない。③四つ仮名では、「じ」についてはあるが「ず」の言及はなく、②合拗音にはまったく言及していない（ただし、⑤オ列長音の「くわう(皇)」が「こう」になる例を挙げる。）。

昭和3(1928)年に「対照表」で表音化しない大阪毎日新聞社の仮名遣いは、明治33(1900)年の「ふり仮名改革論」の際にも原が確実な言及を避けている。また、「対照表」の翌年の『スタイル・ブック』においても挙げられていない。大阪毎日新聞社の用いる仮名遣いとして、まず、この点に特徴があるように思われる。なお、表中の③について、現行の字体の「え」には、大阪毎日新聞社では「ゑ」を用いている<sup>(9)</sup>。

## 2.2 「対照表」と国の各仮名遣い案の比較

次に、国による改定諸案と「対照表」(昭和3(1928)年9月)を比較する。表Ⅱは、明治33(1900)年の「ふり仮名改革論」発表から昭和21(1946)年に「現代かなづかい」が制定されるまでの国の施策上の各仮名遣い案と「対照表」の一覧である。ここでは、ワ行音・四つ仮名・合拗音についてみていく<sup>(10)</sup>。

明治初年以來の国語国字問題における仮名遣いの改定論議では、表音的仮名遣い案が続けて提出された。表からは、ワ行音・四つ仮名・合拗音ともに表音化案であることが確認できる(一部、ワ行音の「を」については除く<sup>(11)</sup>)。だが、明治41(1908)年5月の臨時仮名遣調査委員会の「仮名遣ノ件」では、歴史的仮名遣いの慣用を大幅に認め<sup>(12)</sup>、四つ仮名・合拗音については歴史的仮名遣いに戻ることとなる。しかし、その後、大正13(1924)年12月の臨時国語調査会の「仮名遣改定案」以降、表音化案は定着しており、戦後の「現代かなづかい」(昭和21(1946)年11月)の制定に至る。

このように、国の政策による仮名遣いの表音主義的傾向に対し、「対照表」では、四つ仮名・合拗音についてのみ、その流れの方向と異なる。また、昭和初年代に「原改革型」を採用する新聞各社も、昭和10年代には、大阪毎日新聞社と系列各社、一部の内地以外の各新聞を除いて、多くの新聞社が歴史的仮名遣いへ戻る。

表Ⅱ 「ふり仮名改革論」から「現代かなづかい」までの各仮名遣い案と「字音仮名遣ひ対照表」

		国語・字音仮名遣の別	ワ行音(い、え、お)	四つ仮名	合拗音
原敬「ふり仮名改革論」 (明治33.4)		字音	い・ <u>ゝ</u> ・ <u>お</u> ( <u>え</u> については言及なし)	じ・ <u>ゝ</u> ( <u>ず</u> については言及なし)	言及なし
小学校令施行規則第二号表「新定字音仮名遣」 (明治33.8)		字音	い・ <u>え</u> ・ <u>お</u>	じ・ <u>ず</u> *ぢ・ <u>づ</u>	か・ <u>が</u> *くわ・ <u>ぐわ</u>
国語仮名遣改定案等 〔諮問本案〕 (明治38.2)		国語・字音	い・ <u>え</u> ・ <u>を</u> 五十音図のA行のおも をとする	じ・ <u>ず</u> ただし、国語の 二語連合、同音連呼で濁 るぢ・ <u>づ</u> は元のまま	か・ <u>が</u>
同上諮問別案 (明治38.2)		国語(字音)	い・ <u>え</u> ・ <u>を</u> 五十音図のA行のおも をとする	じ・ <u>ず</u> ただし、国語の 二語連合、同音連呼で濁 るぢ・ <u>づ</u> 、またダ行動詞 語尾中のぢ・ <u>づ</u> は、元の まま	か・ <u>が</u>
帝国教育会答申案 (明治38.11)		国語(口語 体)・字音	い・ <u>え</u> ・ <u>お</u>	じ・ <u>ず</u>	か・ <u>が</u>
国語調査委員会答申案 (明治38.11)		国語(口語 体)・字音 〔外来語〕	い・ <u>え</u> ・ <u>お</u>	じ・ <u>ず</u> ただし、国語の 二語連合、同音連呼で濁 るぢ・ <u>づ</u> 、また字音の連 濁で濁るぢ・ <u>づ</u> 、異音で 濁るぢは元のまま	か・ <u>が</u>
仮名遣ノ件 (明治41.5)	国語	国語	い・ <u>え</u> ・ <u>お</u> ただし、 活用部分は元のまま	ぢ・ <u>づ</u>	—
	字音	字音	い・ <u>え</u> ・ <u>お</u>	ぢ・ <u>づ</u>	くわ・ <u>ぐわ</u> (た だし、くわう・ <u>ぐわう</u> はこう・ <u>ごう</u> )
仮名遣改定案 (大正13.12)		国語・字音 〔外来語〕	い・ <u>え</u> ・ <u>お</u>	じ・ <u>ず</u>	か・ <u>が</u>
「字音仮名遣ひ対照表」 (昭和3.9)		字音	い・ <u>ゝ</u> ・ <u>お</u>	ぢ・ <u>づ</u>	くわ・ <u>ぐわ</u>
仮名遣改定案の修正 (昭和6.5)		国語・字音 〔外来語〕	仮名遣改定案に同じ	じ・ <u>ず</u> ただし、国語の 二語連合、同音連呼で濁 るぢ・ <u>づ</u> 、また字音の連 濁で濁るぢ・ <u>づ</u> 、異音で 濁るぢは元のまま	仮名遣改定案に同 じ
新字音仮名遣表 (昭和17.7)		字音	い・ <u>え</u> ・ <u>お</u>	じ・ <u>ず</u> ただし、連濁で 濁るぢ・ <u>づ</u> 、異音で濁 るぢは元のまま	か・ <u>が</u>
現代かなづかい (昭和21.11)		国語・字音 (主として現 代文の口語 体)	い・ <u>え</u> ・ <u>お</u>	じ・ <u>ず</u> ただし、「二語の 連合」、「同音の連呼」で 濁るぢ・ <u>づ</u> は元のまま また、じとぢ、ずとづを 言い分けている地方は書 き分けてよい	か・ <u>が</u> (ただし、かとか わ、がとぐわを言 い分けている地方 は書き分けてよ い)

※「\*」は、許容を示す。

本表作成にあたっては、「仮名遣ひ対照表」(「国語施策沿革資料1 仮名遣ひ資料集(諸案集成)」  
文化庁「国語施策情報システム」<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>)を参照した。

### 3. 明治33年「ふり仮名改革論」時の表記法再検討

さて、井口(2008)では、原敬の「ふり仮名改革論」(明治33(1900)年4月10-13日)の発表前後時に、『大阪毎日新聞』が用いた字音仮名遣いの報告をしている。「ふり仮名改革論」発表時と「対照表」掲載時に、実際にルビに用いられた表記法を確認するために、まず、「ふり仮名改革論」前後時の表記法を再検討したい。『大阪毎日新聞』と『毎日新聞』『大阪朝日新聞』を取り上げる<sup>(13)</sup>。

なお、井口(2008)の分析の際、オ列長音、ウ列・オ列拗長音、ユ長音では、「原改革型」への改定がさほど混乱なく進んだことを報告した。だが、四つ仮名、合拗音、ワ行音を含む字音については、スムーズに改定されずに従来の仮名遣いと混濁状態が続いていた。ここでは、これら四つ仮名、合拗音、ワ行音の字音仮名遣いを再検討する。

#### 3.1 四つ仮名①—分析1

表Ⅲは、「ふり仮名改革論」発表時の各新聞の四つ仮名を含む仮名遣いの実態である。『大阪毎日新聞』の「原改革型」への改定は、発表直後の4/21から実践された。表では、『大阪毎日新聞』の改定前後と『大阪朝日新聞』『毎日新聞』の二新聞を比較できるようにしている。調査方法は、次の通りである。

調査期間は、『大阪毎日新聞』では、「原改革型」改定前の4/6～4/20と改定後の4/21～5/5、『大阪朝日新聞』『毎日新聞』では、4/21～5/5の各15日間とした。四つ仮名を含む字音、すなわち歴史的仮名遣いの「ぢ」「づ」を含む字音を挙げ、各字音が表音的仮名遣いか歴史的仮名遣いか、あるいはそれ以外の誤用であるのか、三分類している。また、誤用には回数を示し、『大阪毎日新聞』では記事別に回数を記した。なお、調査した全体のうち、保存状態によって未確認のものもあるため、結果の一部について除外している。

まず、『大阪毎日新聞』の「原改革型」改定前の4/6～4/20をみていく。

表の示すように、改定前であるため、歴史的仮名遣いを基準としている。だが、誤用が少しみえる。同時期のウ列・オ列の拗長音のばあい、誤った仮名遣いはほとんど認められず、改定直後にやはり従来の歴史的仮名遣いとあいで少々混乱のあるものの、スムーズに改定されたことが確認されている。

次に、『大阪毎日新聞』『大阪朝日新聞』『毎日新聞』の4/21～5/5をみていく。『大阪毎日新聞』のこの期間は、「原改革型」への改定後となる。原が「ふり仮名



改革論」で述べた通り、「ぢ」については表音化するが、「づ」については従来の歴史的仮名遣いのままである。「ぢ」では、従来の仮名遣いと「原改革型」の両者が併用され、誤用もみえる。改革論中に原は、二文字の標準型とする仮名遣いに統一することで、「如何なるふり仮名にてもなるべく二字以内」に変更するよう述べた。たとえば、「嬢（ぢやう）」「丈（ぢやう）」などの三文字の字音に、「ぢやう」から「ぜう」への変更がみられる。すなわち、原が提案する、字音仮名遣いの表音化の問題とルビの文字数の問題が一度に解決されている。表が示すように、すべてのルビを二文字以内にするよう試みたことが認められる。また、表中「誤」欄の「ぢやう（讓）」のばあい、歴史的仮名遣いでは「じやう」が正しい。「如（ぢよ）」も同様に歴史的仮名遣いでは「じよ」が正しく、これらは誤りやすい仮名遣いであるといえる。そのほか、「誤」欄の示すように、若干のゆれが認められ、なかには誤植も含まれることが推測される。

『毎日新聞』のばあい、全体としては歴史的仮名遣いを基準とする。しかし、表からは、三文字の字音について、二文字に変更したことをみて取れる。また、歴史的仮名遣いの「ぢやう（場）」「ぢやう（定）」などでは、「原改革型」のように、表音化と文字数の両方の問題を解決する改定であれば「ぜう」となるはずだが、ここでは「でう」と「ぜう」が併存している。表音化を目指したというよりも、文字数に注目して、なるべく文字数を減らすための変更であったことが想像される<sup>(14)</sup>。

『大阪朝日新聞』では、歴史的仮名遣いである。「ぢやう（場）」「ぢやう（嬢）」などの三文字の字音にも変更の様子はみられない。しかし、歴史的仮名遣いに基づいたとはいえ、若干の誤用が認められる。たとえば「じやう（釀）」については、歴史的仮名遣いでは「ぢやう」が正しい。「釀」では、同紙のすべてに「じやう」が用いられるため、誤りやすい仮名遣いであるといえる。当該期には三新聞ともに、こうした誤用は散見される。

### 3.2 四つ仮名②—分析2

また、表Ⅳでは、四つ仮名の「ぢ」を含む字音について、『大阪毎日新聞』の「原改革型」への改定後15日間を5日ごとに示した。表のように、誤用は徐々に減少したことを確認できる。改定後、10日もすれば確実に減少している。

しかし、「地」「治」などでは、「じ」と「ぢ」の混乱が続いた。これらの呉音の仮名遣いに関しては、前出の2.2節表Ⅱに示すように、「国語調査委員会答申案」（明治38(1905)年11月）では、「字音の連濁で濁るぢ・づ、呉音で濁るぢは元のまま」



大阪毎日新聞 明治 33.4.21 ~ 5.5				
表	歴		誤	
じう			ちう	講3, 広1, 電9, 通1, 雑6, 記20
			ちう	全
じう			ちう	電1, 雑4, 記1
じ	ち	広3		
じ	ち	文1, 広10, 電3, 通1, 雑15, 記14		
じ	ち	通1, 雑1, 記1		
じ	ち	小3, 講1, 文7, 電10, 通1, 雑8, 記15		
じき	ちき	講5, 電4		
じん	ちん	電2, 雑2, 記2		
じ	ち	雑1		
じよ	ちよ	小2, 談5, 広1, 電1, 雑1, 記7		
じよ	ちよ	電3, 雑2, 記2		
ぜう	ちやう	雑7, 記7	じやう	文1
ぜう	ちやう	記2		
ぜう	ちやう	談2, 記1	でう	講1, 電1, 記1
ぜう	ちやう	雑1	でう	雑2
ぜう	でう	電2, 雑6		
じう				
ぜう			でう	電1
じん				
ぜう				
			ちや	記1
じ				
ぜう			でう	記1
	づ	講3, 広3, 記2		
	づ	小1, 講1, 文4, 雑5, 記6		
	づ	電2, 記10		
			づい	電1
	づ	記1		

表Ⅳ 「ふり仮名改革論」発表時における四つ仮名の字音仮名遣い② 〈『大阪毎日新聞』改定後15日間〉

づ か い	現 代 か な	歴 史 的 仮 名 遣 い	大阪毎日新聞 明治33.4.21～4.25				大阪毎日新聞 明治33.4.26～4.30						
			表	歴	誤		表	歴	誤				
じ	ぢ	重	じう			ぢう	講3,電2,雑5,記5	じう			ぢう	電2,雑1,記7	
		中				ぢう					ぢう		
		住	じう			ぢう	雑1	じう			ぢう	雑3,記1	
		痔		ぢ	広1				じ	ぢ	広2		
		治	じ	ぢ	広7,雑8, 記3				じ	ぢ	文1,広1,電2, 通1,雑3,記2		
		持	じ						じ	ぢ	通1,雑1		
		地	じ	ぢ	講1,電3, 雑4,記4				じ	ぢ	雑1,記4		
		直	じき	ぢき	講3,電1				じき	ぢき	講2,電2		
		陣	じん	ぢん	雑2,記2				じん				
		除	じ	ぢ	雑1				じ				
		女	じよ	ぢよ	小2,談5, 広1,記2				じよ	ぢよ	電1,雑1,記5		
		除	じよ	ぢよ	雑2				じよ	ぢよ	電3,記2		
		場	ぜう	ぢやう	雑5,記5	じやう	文1		ぜう	ぢやう	雑2,記2		
		丈	ぜう	ぢやう	記2				ぜう				
		仗											
		定	ぜう	ぢやう	談2	でう	電1		ぜう	ぢやう	記1		
		嬢							ぜう	ぢやう	雑1	でう	雑2
		條	ぜう	でう	電1,雑1				ぜう	でう	電1,雑2		
		頭	じう										
		錠				でう	電1						
次	じ						じ						
助							じよ						
井							ぜう						
鷹							じん						
蛇				ぢや	記1								
峙	じ												
疊							ぜう						

※「表」/表音的仮名遣い、「歴」/歴史的仮名遣い、「誤」/誤った仮名遣い 小=小説、講=講談、談=談話、文=文芸欄、広=広告、電=電報電話、通=通信、雑=雑報、記=その他の記事、である。数字は、使用回数を示す。

とある。当時の懸案事項であったことが確認される<sup>(15)</sup>。

また、「重」「住」について、当時の歴史的仮名遣いでは「ぢゆう」が正しい。表のように、『大阪毎日新聞』では、「ぢう」が用いられた。表Ⅲからみて取れるように、『毎日新聞』では、「重」「住」とともに「ぢう」が用いられ、一部に「重」には「ぢゆう」、「住」には「じう」を用いるばあいもある。また、『大阪朝日新聞』では、「重」に「ぢゆう」、「住」に「ぢう」が用いられた。『毎日新聞』のように「住」に「じう」を用いるばあい、表音化されたとも思われる。しかし、「重」「住」については、のちの研究によって改められており、現行の歴史的仮名遣いでは「重」「住」と

大阪毎日新聞 明治 33.5.1～5.5				
表	歴		誤	
じう			ちう	広1, 電5, 通1, 記8
			ちう	
じう			ちう	電1
じ	ち	広2, 電1, 雑4, 記9		
じ	ち	記1		
じ	ち	小3, 文7, 電7, 通1, 雑3, 記7		
じき	ちき	電1		
じん	ちん	電2		
じよ				
じよ				
ぜう				
ぜう				
ぜう				
ぜう			でう	講1, 記1
ぜう				
ぜう	でう	雑3		
ぜう				
じ			ち	文2
			でう	記1

もに「ちう」である<sup>(16)</sup>。

「中」については、三新聞では二語の連合や連濁のばあいにもみ用いられたため、表Ⅲで確認されるように、三新聞とも「ちう」の濁音化した「ぢう」である。

また、表Ⅳの示すように、『大阪毎日新聞』の5/1～5/5の欄では、三文字のものが存在しない。三文字の字音は、確実に二文字に変更したことがわかる。そのほか、記事別には、特に改定時の偏りは確認できない。

### 3.3 合拗音 — 分析 3

次に、合拗音を含む字音については、『大阪毎日新聞』では、すべて「くわ」「ぐわ」「くわい」「ぐわく」などの合拗音であり直音ではない。「原改革型」が実践された4/21以降、しばらくしても表音化した様子はみえず、歴史的仮名遣いにしている。ルビの文字数についても、「くわい」「くわく」「ぐわん」などの三文字の字音もそのまま用いられ、二文字に変更する様子はみえない。合拗音に関しては、「ふり仮名改革論」中に原の言及はなく、実際の紙面からはこの段階にはまだ全く改定の及んでいないことを確認できる<sup>(17)</sup>。

また、『大阪朝日新聞』『毎日新聞』についても、歴史的仮名遣いである。これら三新聞とも、仮名遣いにはほゞゆれは確認されない。

### 3.4 ワ行音 — 分析 4

また、ワ行音では、「い」「お」については、『大阪毎日新聞』のばあい、「原改革型」の実行された4/21を境として表音的な仮名遣いが用いられたものの、拗長音などの比較的改定がスムーズにされたほかの字音とは異なり、従来の歴史的仮名遣いととの混乱の続いた様子が見受けられる。しばらくすると、歴史的仮名遣いを用いる量は少なくなるが、歴史的仮名遣い「ゐ(位)」「をん(園)」「をん(温)」及び当時歴史的仮名遣いとされていた「るゐ(類)」「する(帥)」などが用いられた。「え」については、「ゑき(益)」「ゑん(圓)」などが用いられた。

こうして三新聞を観察してみると、この時点では、全体として表音的仮名遣いか歴史的仮名遣いかの選択は別としても、活字を用いることによる誤植や誤った仮名遣いが多少なりともみられる。また、「原改革型」の『大阪毎日新聞』以外にも、『毎日新聞』では、三文字から二文字に文字数を減らしていた。当該期にはまだルビ付き活字の出現はなく、本行とルビが別作業であったため、三文字のルビでは漢字一字分に取まらずに前後の文字にかかる、もしくは本行にスペースを入れなくてはならない、という製作上の不都合があった。このように、表記の方法を一部変更することが、ルビの形態上や紙面の体裁に大きく作用していく。

以上、本節では、明治33(1900)年の「ふり仮名改革論」前後時に、実際に用いられた四つ仮名、合拗音、ワ行音の表記法を分析した。概ね原の「ふり仮名改革論」の言及通りに改定が進められたといえる。『大阪毎日新聞』では、この「原改革型」による表記法がそれ以降の明治30、40年代、大正、昭和初期を通じて、戦後の「現

代かなづかい」制定と新聞のルビ廃止まで、40年以上ものあいだ用いられ続けた。

みてきたように、『大阪毎日新聞』では、四つ仮名・合拗音・ワ行音については、「原改革型」への改定後、従来の歴史的仮名遣いとのかいで混乱した。分析の結果、そのほかのオ列長音、ウ列・オ列拗長音、ユ長音などのスムーズに改定された字音と比較すると、改定がスムーズでない点や、部分的に改定の意識のみえない字音のある点も認められた。

「ふり仮名改革論」が転機となり、その後には『大阪毎日新聞』や系列の『東京日日新聞』『時事新報』、また昭和初年代になると「原改革型」を採用する多くの新聞が出現し、新聞の用いる字音仮名遣いが大幅に変化していく。

では、昭和初年代の「対照表」(昭和3(1928)年9月)時、四つ仮名・合拗音の表記法は、実際どのように用いられたのか。次節では、主要新聞と当時の学校教育で使用された教科書の表記法を概観し、昭和初年代の字音語のルビのあり方をみていく。

#### 4. 昭和初年代の字音語ルビの表記法概観

まず、明治30年代、40年代、大正期の新聞における字音語ルビの形態上の特徴として、総ルビが挙げられる。『大阪毎日新聞』では、明治44(1911)年1月1日からルビ付き活字の使用をはじめた<sup>(18)</sup>。ルビ付き活字を用いると、本行とルビが別作業であった製作の際に効率がよい。また漢字一字ごとにルビが固定されるため、誤植もなく、ゆれはほぼみられない。ルビ付き活字は、大正期には多くの新聞社が用いた。臨時国語調査会が発表した「常用漢字表」(大正12(1923)年5月)や「仮名遣改定案」(大正13(1924)年12月)後の昭和初期には、使用漢字の制限もあってルビの量自体は減少方向に向かう。「対照表」(昭和3(1928)年9月)時に主要新聞が用いるルビの量は、ほぼ半減していた。

表Vでは、昭和3(1928)年の「対照表」掲載時の各文献の字音語ルビの表記法を示している。

新聞では、『大阪毎日新聞』、系列の『東京日日新聞』と『時事新報』、そのほか『大阪朝日新聞』、『東京朝日新聞』、『国民新聞』、『中外商業新報』の各主要新聞と内地以外の『満洲日日新聞』(以上、昭和3(1928)年9月刊行分対象)を挙げた。教科書では、当時使用された大正7(1918)年4月刊行分の第三期国定教科書『尋常小学国語読本』と、内地以外から昭和2(1927)年12月刊行分の南洋群島第二次『国語読本補修科用 巻一、巻二』を挙げた。

表V 「対照表」掲載時における各文献の字音語ルビの表記法

文献名	字音語ルビの表記法の別				
	「原改革型」採用時期	ルビ付きの有無	四つ仮名		合拗音
大阪毎日新聞	原改革型 明治 33.4 ~	●	じ／ぢ○	ず／づ□	□
東京日日新聞	原改革型 明治 44.3 ~	●	□	□	□
時事新報	原改革型 大正 4.9 ~	●	○	○	○
大阪朝日新聞	原改革型 昭和 3.4 ~	●	○	○	○
東京朝日新聞	原改革型 昭和 3.4 ~	●	○	○	○
中外商業新報	歴史的仮名遣い(原 昭和4年4月~)	●	□	□	□
国民新聞	歴史的仮名遣い(原 昭和4年6月~)	●	□	□	□
満洲日日新聞	歴史的仮名遣い(原 昭和12年10月~)	●	□	□	□
第三期国定教科書	歴史的仮名遣い	×	□	□	□
南洋群島教科書	表音的仮名遣い	×	○	○	○

※「字音語ルビの表記法の別」欄の「原改革型」, 「原」/原改革型の表音的仮名遣い

●/ルビ付き活字使用有、×/使用無 「四つ仮名」「合拗音」では、「○」/表音的仮名遣い、「□」/歴史的仮名遣い

表のように、当該期には、新聞ではルビ付き活字を用い、教科書では用いていない。

昭和初年代には、主要新聞の多くが「原改革型」を採用するが、「対照表」掲載の時点では、『大阪毎日新聞』と系列の『東京日日新聞』『時事新報』、『大阪朝日新聞』と『東京朝日新聞』が「原改革型」である。それ以外の新聞は、歴史的仮名遣いを基準とした。その後、『中外商業新報』が昭和4(1929)年4月から、『国民新聞』では昭和4(1929)年6月から「原改革型」を採用する。なお、『スタイル・ブック』は、昭和4(1929)年11月に作成されていた。内地以外の『満洲日日新聞』では、昭和12(1937)年10月から「原改革型」を採用した。一方、教科書では、国定教科書のばあい、当該期には歴史的仮名遣いを基準としたが、内地以外の南洋群島の教科書では、表音的仮名遣いを用いた。南洋群島の教科書には、臨時国語調査会の「仮名遣改定案」(大正13(1924)年12月)の表音化案が採用されている<sup>(19)</sup>。

ルビ付き活字への変更は、活字の改鋳時に大幅におこなわれた。新聞各社では、新活字導入の際に、「原改革型」を選択したことが想像される。しかし、ルビの三文字が可能となるルビ付き活字の出現により、当該期には、拗長音を「原改革型」のように三文字から二文字へ改定する必要はない。ルビ付き活字の出現で、それまで各社が抱えていたと思われる、ルビが三文字であると漢字一文字分に収まらない、という問題は解決されたはずである。にもかかわらず、敢えて改定をしたことには、



各社間で用いるべき表記法に、一定程度の共通認識が存在したのだと思われる。つまり、この時期の各社のあいだには、通常用いるべき表記法に、共有できる規範となる標準的表記法が存在している。当該期ではそれが通行の字音仮名遣いとは異なる、すなわち「原改革型」の表音的仮名遣いである。

「原改革型」の他新聞への波及過程については、すでに井口(2009)において記述したが、この「対照表」の存在によって、『大阪毎日新聞』を中心とした戦前の新聞各社のおこなう仮名遣い改革に、ひとつの確実な裏付けが可能となろう。

このように、当該期の新聞の用いた字音仮名遣いは、ルビ付き活字の使用と仮名遣いの標準的表記法の存在によって規範とする表記法が保たれ、誤った仮名遣いとの混淆はほぼみられない。しかし、一部には、各新聞の表記法にそれぞれの方針のあることも見受けられる。『大阪毎日新聞』のばあい、四つ仮名の「ぢ」については表音的仮名遣い、「づ」については歴史的仮名遣いであり、合拗音も歴史的仮名遣いである。この使い分けは、明治33(1900)年の「ふり仮名改革論」後の「原改革型」改定時から続いていた。しかし、「対照表」では、四つ仮名の「ぢ」「づ」、合拗音については歴史的仮名遣いである。系列の『東京日日新聞』では「対照表」のように、四つ仮名の「ぢ」「づ」と合拗音について、歴史的仮名遣いが用いられた。また、『時事新報』や『大阪朝日新聞』『東京朝日新聞』では、字音仮名遣いの全体を表音化している。三新聞とも、この時期には「原改革型」であるが、四つ仮名・合拗音についても表音的仮名遣いを用いるのである<sup>(20)</sup>。これらは、「原改革型」採用時から用いられ、そのため、少なくとも三新聞については、表音化へ向けて『大阪毎日新聞』よりも先行していたようにも考えられる。「原改革型」が採用されたとはいえ、こうした点に『大阪毎日新聞』との相違がみえる。

また、3.2節表Ⅱで確認したように、四つ仮名・合拗音について、歴史的仮名遣いに戻ることとなった臨時仮名遣調査委員会の「仮名遣ノ件」(明治41(1908)年5月)から臨時国語調査会の「仮名遣改定案」(大正13(1924)年12月)を経てそれ以降、「現代かなづかい」制定(昭和21(1946)年11月)まで表音化案で定まっていた。しかし、この臨時国語調査会の「仮名遣改定案」では、一部に修正が加えられている。

表Ⅱのように、四つ仮名の字音のばあい、昭和6(1931)年5月の「仮名遣改定案の修正」において、「字音の連濁で濁るぢ・づ、呉音で濁るぢは元のまま」とある。この点に関しては、明治33(1900)年8月の小学校令施行規則「新定字音仮名遣」では、「ぢ・づ」は許容とされ、既述のようにその後には、明治38(1905)年11月の

「国語調査委員会答申案」において答申された事案であった。一方、合拗音のばあい、明治33(1900)年の小学校令施行規則「新定字音仮名遣」には「くわ・ぐわ」は許容とされたが、明治38(1905)年の「国語調査委員会答申案」や昭和6(1931)年の「仮名遣改定案の修正」時には、検討は加えられていない。

また、「現代かなづかい」(昭和21(1946)年11月制定)では、四つ仮名、合拗音ともに修正がされた。四つ仮名では、「じとぢ、ずとづを言い分けている地方は書き分けてよい」とある。要するに、歴史的仮名遣いで区別された「じ・ぢ」「ず・づ」の別を部分的に採用するのである。また、合拗音についても、「かとくわ、がとぐわを言い分けている地方は書き分けてよい」とある。これらは、新聞の表記においても、発行地域によって選択の分かれてきた部分であることが想像される。地域方言や標準語との関わりについて考えられるため、詳細な調査が必要だと思われる。機会を改めて論じたい。

以上の検討から、まず、昭和初年代の新聞各社のあいだには、字音語のルビを活用することに共通認識があったことが認められる。その一方、四つ仮名・合拗音では、各社により異なった意識による仮名遣いが観察された。大阪毎日新聞社が作成した「対照表」の「本社仮名遣ひ」欄と『大阪毎日新聞』の実態にも相違がある。また、個々の字音によっては、それが部分的にみえる。この点には、社内事情や地域性などからする各社の方針についても考えられるが、それもまた、当該期のルビの活用のあり方の実際である。その後の『大阪毎日新聞』や各新聞、またその他の出版物において、戦後の表記改革までにどういった相違がみえるのか。いずれにしても、こうした共通認識の存在する一方、定まらない表記法のあること自体、この時期にはより仮名遣いの現状に則した正書法について、新聞メディアの側でも模索し、さらに国語の施策へも深く関わっていったことが想像される。そこに、この昭和3(1928)年の「対照表」が位置づけられると考える。本稿では、昭和初期における新聞が用いた字音語のルビの表記法にみられる改革の一端を示したまでである。

## 5. おわりに

以上、本稿では、昭和3(1928)年の大阪毎日新聞社の「対照表」の特質を検討し、近代マスメディアとして発達した新聞の用いる字音語ルビの運用体系上、当該表がどう位置づけられるのかを考察した。

明治初年以來の国語国字問題の議論では、特に大正期の原敬首相下に設置された

「臨時国語調査会」時、新聞社・出版社側から各社協働体制で国語施策への関わりをもつ。この時期、多くの新聞では「原改革型」が採用され、新聞社が用いるべき表記に各社間で一定程度の共通認識を有したことが想像される。そこには、教育面における表音化への道すじを辿ることで、学校教育ではどうであったのか、国による政策とどう関わり保つのか、という学校教育側や国語の施策側からの論理も同時にまた成り立つ。要するに、これらが、当該期では画一的にシステム化されていく作用が認められるのである。また、新聞社におけるこうした共通認識の存在の一方、四つ仮名・合拗音などに定まらない表記法のあることには、より仮名遣いの正書法について新聞メディアの側でも模索し、メディアの側から国語の施策へ深く関わり続けたことが想像される。ここに「対照表」が位置づけられると考える。

また、こうしたルビのあり方ひとつをみても、近代国家形成期の新聞メディアには、学校教育、国による施策との相互関係に未だ解明を要する点が多くあり、さらに他メディアとのあいだの国語改革のありようにも、検討の余地があるように思われる。

日露戦争時の戦況報道で他新聞をリードした『大阪毎日新聞』では、その後、『大阪朝日新聞』との拡販競争により、両社は着実に発行部数を伸ばして東京進出を果たした。また、大阪がいわゆる「大大阪」といわれた大正から昭和初期、両社ではより一層の企業化商業化が進んで、東西の新聞界はこの大阪資本の二強体制になる。こうした大阪の経済的發展を背景に、大阪毎日新聞社では『校正の研究』が刊行され、『スタイル・ブック』もまた出現している。また、その用字用語の統一は、現代でもなお、マスコミ界のみならず一般社会の一定の表記基準の指標としてあり続けている。

日本のマスメディアが、大衆社会のなかでより拡大化していくなか、当時刊行された東西の新聞の表記には、どういった影響がみえるのか。当該期の表記法の検討を続けたく思う。

## 【注】

- (1) 『毎日新聞七十年』（毎日新聞社、1952）pp.270-271
- (2) 『大阪毎日新聞スタイル・ブック』（大阪毎日新聞社、1931）凡例の記述による。縦14.5cm×横9cm、厚さ7mm、右開き、以下の18項目が設けられた。「句読法」「国語仮名遣ひ」「字音仮名遣ひ」「送り仮名法」「擬声語の書方」「あて字の書方」「数字の書方」「固有名詞の書方」「振仮名を要する文字」「誤読されやす

(20)

い文字」「誤記されやすい字句」「本社慣用語」「尊称と敬語」「用語の改廃」「本社常用漢字」「漢字制限に伴ふ代用語」「外国語の書方」「記事関係法規」

- (3) 明治 44 (1911) 年 3 月、大阪毎日新聞社社長の本山彦一が『東京日日新聞』を買収して東京へ進出した。大正 15 (1926) 年 4 月、東西両社の校正課は、校正部に昇格し、大阪本社では『校正の研究』(大阪毎日新聞社校正部編、1928) を出版している。同書は、「この種のものとして日本最初の研究書」である。『毎日新聞七十年』(毎日新聞社、1952) pp.270-271
- (4) 「ふり仮名改革論」で原は、(1) 字音仮名遣いの表記法、(2) 振り仮名の文字数、大きくこの(1)(2)の問題を提示し、字音仮名遣いの改良の必要性を説いた。当該案では、大筋で表音主義的立場を採るのだが、次の㉠㉡の点に特徴がみられる。
- ㉠ウ列・オ列の拗長音の表記法 (三文字の拗長音を二文字の字音に統一(ただし、入声音は除く))
- ㉡学校教育での長音符号「ー」は採用しない
- (5) 昭和 21 (1946) 年 11 月 16 日に制定される「現代かなづかい」(内閣訓令第 8 号、内閣告示第 33 号) は、臨時国語調査会の「仮名遣改定案」が土台となっている。新聞の表記を「現代かなづかい」に改めたのは、昭和 21 (1946) 年 12 月 1 日である。同時に、ルビも廃止された。原敬の首相在任時(大正 7 (1918) 年 9 月 29 日—大正 10 (1921) 年 11 月 4 日)に、臨時国語調査会は設置され(大正 10 (1921) 年 6 月—昭和 9 (1934) 年 12 月)、それ以前の国語の施策に関わる機関としては、国語調査委員会(明治 35 (1902) 年 3 月—大正 2 (1013) 年 6 月)、臨時仮名遣調査委員会(明治 41 (1908) 年 5 月—明治 41 (1908) 年 12 月)、臨時ローマ字調査会(昭和 5 (1930) 年 11 月—昭和 11 (1936) 年 6 月)がある。臨時国語調査会後は、国語審議会(昭和 9 (1934) 年 12 月—)が設置されている。
- (6) 「四、本社の字音仮名遣ひ」『校正の研究』(大阪毎日新聞社校正部編、1928) p.381
- (7) 臨時国語調査会の「仮名遣改定案」では、「字音仮名遣改定案」の第四に「わに発音されるははわに改める。」とあり、そこでは、「琵琶の琵琶」や「枇杷の枇杷」を例に挙げる。「国語施策沿革資料 1 仮名遣い資料集(諸案集成)」(文化庁「国語施策情報システム」<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>)
- (8) 臨時国語調査会の「仮名遣改定案」では、「字音仮名遣改定案」の第十一の「はうをほうに改めるもの」の例として「報ハウ」や「邦ハウ」を挙げる。ただし書きに、「たゞし蘇枋の枋は発音に従いほうをおうに改める。」とある。「国

- 語施策沿革資料1 仮名遣い資料集（諸案集成）」（文化庁「国語施策情報システム」<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>）
- (9) 遠藤（2007）では、中世から明治初期の音図や手習いの基本とされた「平仮名書きいろは歌」で「ゐ」が用いられたことに注目する。「ゐ」は、いろは歌の使用字体であるが、いろは歌以外にはほとんど用いられておらず、実用の世界で広く使われた「え」との区別をする。明治期には「ゐ」の字体を用いる新聞もあり、『大阪毎日新聞』では大正期に入っても用いられ続けた。同社では「ゐ」の字体を規範にしていたと思われる。
- (10) 井口（2009）では、オ列長音・オ列拗長音・ウ列拗長音における国の各仮名遣い改定案一覧を掲載している。参照いただきたい。
- (11) 表に示すように、明治38（1905）年2月の「国語仮名遣改定案等〔諮問本案〕」と「同諮問別案」では、ワ行音を「い・え・を」とし、「五十音図のア行のおもをとする」とある。「国語施策沿革資料1 仮名遣い資料集（諸案集成）」（文化庁「国語施策情報システム」<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>）
- (12) 明治41（1908）年5月28日、文相牧野伸顕が臨時仮名遣調査委員会にこれらの諮問案を提示する。『国語施策百年史』（文化庁、2005）pp.150-154
- (13) この『毎日新聞』とは、我が国初の日刊新聞である『横浜毎日新聞』（明治3（1870）年12月創刊）、その後の『東京横浜毎日新聞』（明治12（1879）年11月一）からの継続後誌である。現在の毎日新聞社発行の『毎日新聞』とは異なり、両社間に関係はない。
- (14) 井口（2008）の調査の結果、『毎日新聞』が、歴史的仮名遣いや「原改革型」の表音的仮名遣いとは異なる、毎日新聞独自の仮名遣い（＝「毎日新聞独自の型」）を実践していることが明らかとなった。この仮名遣いは、原改革案以前の明治30年頃から紙上に出現する。しかし、これらは三文字のウ列・オ列の拗長音にのみ限定した改定であり、また、それら拗長音のすべてを改定せず、二文字の入声音には従来の仮名遣いを用いた。この点が「原改革型」との相違点である。字音仮名遣いの全体が対象ではないため、表音主義を念頭に置いた改革であるとは考え難い。
- (15) 明治38（1905）年11月の国語調査委員会「仮名遣諮問ニ対スル答申」では、「国語及字音仮名遣改定案ニ関スル議事及整理上必要ナル事項第二」に「字音表記ニ関スル規定」がある。そこでは、「第一条 連濁又ハ呉音ニテ濁ル字音ノ「ぢ」「づ」ハ左ノ文字ニ限り「じ」「ず」ニ改メズ」として、「地」と「治」の二字に

(22)

について、「ぢぬし(地主)」「きぬぢ(絹地)」「りようぢ(療治)」「めいぢ(明治)」を例に挙げる。「国語施策沿革資料1 仮名遣い資料集(諸案集成)」(文化庁「国語施策情報システム」<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>)

- (16) 当時の規範からは、正しい仮名遣いとはいえなかったであろうが、『新潮国語辞典 第二版2』などの新しい成果を採り入れた辞書によれば、これらは正しいとされている。
- (17) 合拗音については、『大阪毎日新聞』では「ふり仮名改革論」発表から約40年後の昭和15(1940)年1月1日に「くわい」「ぐわう」などの三文字の字音のみ「かい」「ごう」などの直音に改定している。その際、二文字の「くわ」「ぐわ」については、従来そのままであった。井口(2011)の調査。
- (18) ルビ付き活字は、明治34(1901)年に大阪朝日新聞社の松田生之助により考案された。大阪毎日新聞社では浅井仁三郎が研究し、その後、東京築地活版の社長野村宗十郎との共同研究により作成された。『日本新聞百年史』(岡本光三編、1961) pp.546-547
- (19) 臨時国語調査会の「仮名遣改定案」(大正13(1924)年12月)は、国語・字音のすべてを対象に表音化したが、南洋群島第二次『国語読本補修科用 卷一、卷二』(昭和2(1927)年12月刊行)では、次の点に相違がみえる。助詞の「は」に「わ」を用いており、拗音の「や」「ゆ」「よ」が小書きでない。なお、明治33(1900)年8月の小学校令施行規則第16条第2号表「新定字音仮名遣」では、拗音は小書きであった。
- (20) 井口(2009)の調査では、『時事新報』の改定に、国語仮名遣いも対象としたことを確認している。これらは、昭和2(1927)年9月頃から紙上に出現する。また合拗音についても、同時期から改定された。東西の朝日新聞を含め、これら三新聞では、すべての字音仮名遣いを発音通りにしようと試みたことが想像される。

#### 【調査資料一覧】

大阪毎日新聞社校正部編(1928)「字音仮名遣対照表」『校正の研究』大阪毎日新聞社、東京日日新聞社／大阪毎日新聞社(1929)『大阪毎日新聞スタイル・ブック』大阪毎日新聞社

毎日新聞大阪本社(1982)『大阪毎日新聞〔マイクロ資料〕』毎日新聞大阪本社／朝日新聞大阪本社『大阪朝日新聞〔マイクロ資料〕』朝日新聞社大阪朝日新聞発行所／朝日新聞社『東京朝日新聞〔マイクロ資料〕』朝日新聞社／読売新聞社メディア企画局

データベース編(1999-2002)『読売新聞〔CD-ROM版〕明治・大正・昭和』読売新聞社メディア企画局データベース／毎日新聞社(1993-1999)『毎日新聞〔復刻版〕』不二出版／時事新報社編(1955)『時事新報〔マイクロ資料〕』国立国会図書館(製作)／毎日新聞社編(1993-1995)『東京日日新聞〔マイクロ資料〕』日本図書センター／国民新聞社編(1966-1976)『国民新聞〔マイクロ資料〕』国立国会図書館(製作)他／中外商業新報社『中外商業新報〔マイクロ資料〕』日本経済新聞社／満洲日日新聞社編(1969-1983)『満洲日日新聞・満洲日報〔マイクロ資料〕』国立国会図書館他遼寧省図書館(製作)

明治文化研究会編(1962-1966)『幕末明治新聞全集 第1～第6上・下巻、別冊』世界文庫／北根豊編(1986)『日本初期新聞全集 全64巻／補巻1.2／別巻〈幕末～明治6年〉』ぺりかん社

海後宗臣編(1963)『教科書大系 近代編 全二十七巻』講談社／宮脇弘幸監修(2006)『南洋群島国語読本 第一巻～第八巻』大空社

文化庁「国語施策情報システム」<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>／神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ「新聞記事文庫」<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/sinbun/>

### 【参考文献】

- 遠藤邦基(2007)「ちぢみ「え」—仮名の異名といろは歌—」『国語文字史の研究 10』国語文字史研究会編、和泉書院
- 岡本光三編(1961)『日本新聞百年史』日本新聞研究連盟
- 小野秀雄(1922)『日本新聞発達史』大阪毎日新聞社、東京日日新聞社
- 小野秀雄編(1925)『大阪毎日新聞社史』大阪毎日新聞社
- 今野真二(2009)『振仮名の歴史』集英社
- 春原昭彦(2003)『日本新聞通史 1861年—2000年』新泉社
- 飛田良文(1992)『東京語成立史の研究』東京堂出版
- 平井昌夫(1949)『国語国字問題の歴史』昭森社
- 福田恆存(1962)『国語問題論争史』新潮社
- 文化庁(1980)『国語施策沿革資料』文化庁
- 文化庁(2005)『国語施策百年史』文化庁
- 毎日新聞社社史編纂委員会編(1952)『毎日新聞七十年』毎日新聞社
- 毎日新聞百年史刊行委員会編(1972)『毎日新聞百年史』毎日新聞社

- 文部省(1953)「明治以降におけるかなづかい問題」『国語シリーズ12』文部省
- 井口佳重(2008)「原敬の振り仮名改革—「大阪毎日新聞」における字音仮名遣いの実態—」『国文学』(遠藤邦基教授古稀記念特集)92、関西大学国文学会
- 井口佳重(2009)「明治・大正期における新聞の仮名遣い改革」『日本語の研究』5(2)、日本語学会
- 井口佳重(2011)「戦中期における海外邦字新聞の字音仮名遣い」『国文学』95、関西大学国文学会(『日本語学論説資料』48(論説資料保存会、2014年)に再録)
- 井口佳重(2014)「近代的メディアの字音語ルビ—幕末・維新时期におけるルビと文章形態の対応関係—」『国語語彙史の研究33〈小特集 メディアと語彙〉』国語語彙史研究会編、和泉書院
- 井口佳重(2015)「近代的メディアのルビの構造と字音仮名遣いの変相」『国文学』99、関西大学国文学会

(いぐち よしえ／本学大学院博士後期課程中退)